

令和4年

5月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和4年5月定例総会 会議録

1 日 時 令和4年5月13日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 八幡タウンセンター 交流ホール

3 出席委員（28名）

1番	佐藤 浩良	委員	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員			
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（1名）

18番 遠田 裕己 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 宇野銀哉
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について

7 議 事

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第23号 農用地利用集積計画について

8 閉 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

それでは、ただいまから令和4年5月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たりまして、五十嵐直太郎会長より挨拶申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
酒田市農業委員会規程第19条により、総会の議長は会長が務めるとなっております。
それでは、五十嵐会長、よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。
本日の欠席委員は、18番、遠田裕己委員1名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を行います。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。
議事録署名委員に、27番、佐々木治人委員、28番、大場重樹委員の両名に願いたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について8件、2、農地法第5条届出書の受理について7件、3、地目変更登記に係る照会に対する回答について1件、4、解約1件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について7件、以上24件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方願いたします。何か他にございせんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

これより議事に入ります。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、9ページ、ご覧ください。

農地法第3条の規定による許可申請について。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他経営面積まで農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、受け人、渡し人ともに農業者年金への加入歴がないものですので、影響はございません。

酒田40番、東大町の〇〇から東京都の〇〇へ、浜中、黒森の畑27筆を相手方の要望で所有権移転となります。山林地目は、現況は畑でございます。

別添資料をご覧ください。

1ページ、10アール当たりの価格ですけれども、40万2,600円で総額が1,000万円となります。

以上、1件となります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

5月6日に第1班による農地調査委員会を行っております。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、それでは、ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

○26番 後藤保喜委員

26番、後藤保喜です。

この東大町の〇〇は、〇〇の社長かと思うんですけれども、前にワイン事業のブドウ植栽をしたいという意向が農業委員会にありました。その後、その植栽の前に栽培という話でしたが、ワイン用のブドウの栽培が、今現状どうなっているのか。

それと、10アール当たり40万というのは、畑で結構な値段かと思うんですけれども、それはワイン

の苗木というか、ブドウが植わっているから40万なのか、そこら辺、聞きたいと思います。

○五十嵐直太郎 議長

ただいま後藤保喜委員から質問ありました。これに対して事務局のお答えいただきます。

○安倍農地係長

ワインの質問につきまして、〇〇はブドウ栽培ということで、農地を購入し栽培を行っていましたが、会社としてブドウ栽培を撤退するというので、今回の売買につながったということになります。今回の農地価格にブドウの苗木等の価格は反映になっておりません。純粹に農地の売買価格ということで、申請を受けております。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

ただいまの説明で、後藤委員、どうでしょうか。

○26番 後藤保喜委員

地元の農業委員さんに参考意見として聞きたいんですけども、40万というのは通常の価格なんですか。

○五十嵐直太郎 議長

それでは参考までに五十嵐弘樹委員、どうぞ。

○7番 五十嵐弘樹委員

7番、五十嵐です。

40万という額ですが、〇〇が買った当時の値段が50万です。これも40万が妥当なのか、集積になるのか、3条になるのかという部分がありましたが、ちょっとあまりに安いような感じがしましたので、双方、3条でいいということでありましたので、3条にした結果です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

後藤保喜委員、よろしいですか。

○26番 後藤保喜委員

はい。

○五十嵐直太郎 議長

そのほかご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

それでは、ないようですので質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第21号については許可決定といたします。

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第22号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請については、6件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、10ページ、ご覧ください。

農地法第5条の規定による許可申請について。

酒田4番となります。豊原の〇〇から緑町の〇〇へ。渡し人と受け人の関係は父と娘夫婦ということでございます。転用事由が住宅敷地の使用貸借権の設定です。農地区分は白地で2種農地と判断しております。許可基準は、日常生活上必要な施設で集落に接続ということで、許可可能ということで判断しております。

別紙資料の2ページ、3ページをご覧ください。

場所が、本楯地区の豊原の集落になります。豊原集落の中を走っている市道の南側に位置する農地となります。

字限図のほうをご覧ください。

田んぼの申請地と北側にあります宅地5-1を併せて購入して、住宅敷地とするものです。

続きまして、酒田5番、6番、1つの転用案件となっています。酒田5番、本楯の〇〇、酒田6番、本楯の〇〇から株式会社〇〇へ、田んぼ2筆です。転用事由は資材置場敷地、所有権移転です。農地区分は白地で2種農地と判断しております。許可基準は既存施設の拡張で許可可能ということで判断しております。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの価格が151万2,000円となっております。

4ページ、5ページ、ご覧ください。

本楯の集落にありまして、酒田北部農民センター、本楯のコミセンの西側のほうに位置する場所となっております。

字限図をご覧いただきたいと思いますが、申請地がありまして、その東側、94-1に既存の社屋があって、その西側を購入して資材置場にする計画になっています。

続きまして、酒田7番、黒森の〇〇ほか14名から〇〇株式会社へです。砂採取、賃貸借権の設定です。農地区分は農用地で、1年間の一時転用になっております。地目に山林がございますけれども、現況は畑で、採取量は6万98立米です。最大掘削深が9.7メートルになっております。

別紙資料の6ページ、7ページ、ご覧ください。

申請地は、赤川の北側に位置しておりまして、全農の堆肥センターの西側になります。

全体計画図を見ていただきたいと思いますが、今回の採取が2回目になります。現在1期目で、間もなく終わろうとしているところです。こちらは、令和2年度に予備調査と砂利対策協議会が開かれて意見が出ている案件となっております。

続きまして、12ページから18ページに確約書がございます。

採取後の農地の営農計画ということで、柿やイチジク、野菜ということで予定されております。

続きまして、酒田8番、浜中の〇〇ほか1名から株式会社〇〇へ。砂採取、賃貸借権の設定です。農地区分が農用地で1年間の一時転用になります。山林地目につきましては、現況、畑ということ、採取量は1万985立米になっております。最大の掘削深は5.9メートルになっております。

それでは、別紙資料の8ページ、9ページ、ご覧いただきたいと思いますが。

浜中の集落の北東部に位置しており、農道沿いになります。

全体計画図をご覧ください。

1期目から7期目までになっておりますが、今回は1期目ということで申請がございました。1期目の南側につきましては十数年前に砂採取が終わっております。

確約書は、19ページをご覧ください。

メロンを作付するという営農計画になっております。
続きまして、松山になります。

○松山総合支所 門脇調整主任

続きまして、松山になります。

松山8番、竹田の〇〇から、同じく〇〇へ。親子です。転用事由ですが、住宅敷地の永年の使用貸借で、既存住宅の老朽化が進んできたため、住宅を新築するものです。

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地のため、第1種農地の判断をしております。なお、当該申請地については白地となります。

許可基準ですが、日常生活上必要な施設で集落に接続するため、許可基準は満たしているものと思われれます。

それでは、別紙資料の10ページになります。

位置図ですが、当該申請地は、南西側の庄内橋と記載されているところがありますけれども、そちらの庄内橋を東側に行って国道344号線を横切って、その市道沿いを斜め上に行きながら北上していくと最初の丁字路がありますが、その丁字路から600メートルほど東側に行った場所が今回の当該地となります。

11ページの案内図になります。

案内図の中ほどに株式会社〇〇と記載のある建物がありますが、その建物の東側部分もこの工場敷地となっております。当該申請地はその工場敷地の南東側になります。また、この申請地の南側の〇〇と書いてある建物、こちらが渡し人の母屋となります。

10ページに戻りまして、字限図になります。

字限図の中ほどの太線で囲われてある竹田字猿田16-2、こちらが当該申請地で、この申請地北側の16-1が渡し人の農地、南側の11-1と11-2、こちらが渡し人の住宅敷地、西側の13、こちらが第三者の住宅敷地で、最後は北西側の17、こちらが株式会社〇〇の工場敷地となります。

では、これからスライドの説明となります。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であることをご報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田4番、5番、6番の現地調査の結果を16番、飯塚将人委員より報告願います。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

酒田4番は、周りを宅地と排水路に囲まれておりまして、周辺農地に影響はないと思います。

次の5番、6番は、本楯地区の北側の、昔の苗代地区で基盤整備も入っていません。周辺農地に影響はないと思います。ご審議のほう、よろしく願います。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続きまして、酒田7番、8番の砂利採取案件については、地元委員の確認のほか砂利対協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

続いて、松山1番の現地報告を6番、佐藤利篤委員よりお願いいたします。

○6番 佐藤利篤委員

6番、佐藤です。

4月26日に、松山総合支所の門脇調整主任と2人で現地調査を行いました。当該申請地は周囲を申請人の農地と住宅敷地、第三者の住宅敷地、第三者の工場敷地に囲まれているため、周囲への影響もなく、住宅敷地として転用することに問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方はお願ひいたします。

何か、ご意見、ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第22号については許可決定といたします。

◎議第23号 農用地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第23号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を願ひします。

○村岡事務局長

議第23号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転2件、(2)利用権の設定11件の計画の申出がありました。その可否を設定しようとするものであります。詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について。

11ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元農業委員から、あらかじめ確認をしていただいております。

それでは、1、一般事業、所有権移転です。公告予定年月日は令和4年5月17日となっております。南遊佐1番、千代田の田んぼ1筆、10アール当たり50万、総額106万1,000円になります。移転時期、支払い時期ともに令和4年5月25日です。受け人の方は認定農業者となっております。

続きまして、袖浦6番、広岡新田の田んぼ3筆、10アール当たり43万3,543円、総額350万円となっております。移転時期、支払い時期は令和4年5月24日、受け人の方はあっせん登録者となっております。

続きまして、13ページ、一般事業、利用権の設定になります。こちらも公告予定年月日が令和4年5月17日となっております。

南遊佐7番、田んぼ1万1,000円、10年、新規です。

広野27番、畑ゼロ円、田んぼ1万1,000円、10年、更新です。
八幡お願いします。

○八幡総合支所 後藤会計年度任用職員

続きまして、八幡22番、大久保の〇〇から、同じく大久保の〇〇へ。大久保の農地3筆を1万1,000円で、10年間の更新になります。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。

平田76番、77番、同じ出し手になりまして、先ほど18条6項で解約のあったものになります。76番は3,000円、1年、新規です。こちら、1年の理由は、中間管理機構を来年から予定しているため1年となっております。平田77番、こちらは6,000円、3年の新規です。

続きまして、平田78番と79番です。こちらと同じ受け人になります。78番については9,000円、20年の更新で、79番については2,000円の20年の更新です。

平田80番、こちら、6,000円、10年の新規です。

平田81番、物納で全体で米120キロ、10アール当たり11.3キロ分で10年の更新です。

平田82番、1万1,000円、20年の更新です。

平田83番、1万1,000円、5年の更新です。

以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第23号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方、お願いいたします。

何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第23号 農用地利用集積計画について計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第23号については計画決定といたします。

閉 会

○五十嵐直太郎 議長

以上をもちまして、令和4年5月定例総会を閉会いたします。

(午前10時20分 閉会)